



横浜市中小企業融資制度

経営改善に取り組む

市内中小企業の皆様へ



新型コロナウイルス 伴走支援特別資金

信用保証料 0.2%

据置期間最大5年間

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が、金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、国が信用保証料の一部を補助します。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
- 【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央
- 【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資・伴走支援の流れ

- 1** お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。
※融資の申し込みに必要な納税証明書や住民票などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。
申込
- 2** 金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定します。
計画策定
- 3** 原則、金融機関が、事業者の皆様に合わせて、横浜市に認定申請（セーフティネット保証(SN)4号、危機関連保証など）を行います。
認定
- 4** 金融機関は融資の審査後、信用保証協会に保証申込を行います。
融資審査
- 5** 信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。
保証審査
- 6** 金融機関は融資を実行します。
融資実行
- 7** 金融機関は、経営の状況を確認し、必要に応じて、経営行動計画の実行のため、追加的な経営支援を行います。
伴走支援

対象要件

次の全てを満たす市内中小企業者

- ・売上高が15%以上減少している
- ・危機関連保証、セーフティネット(SN)保証4号・5号のいずれかの認定を受けている
- ・経営行動計画を策定している

【認定要件】

- ◆横浜市内に事業実態のある事業所があること
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年等の同月比などで減少していること
(売上高減少率)SN4号:20%以上 /危機関連保証:15%以上
SN5号:5%以上(ただし、本資金利用の場合は15%以上)

内容

融資額:4,000万円以内
融資期間:10年以内(うち据置期間5年以内)
利率:1年以内0.9%以内/3年以内1.2%以内/5年以内1.4%以内/10年以内1.6%以内
信用保証料率:0.20%(原則0.85%に対して国が0.65%を補助)

令和3年4月1日現在 横浜市経済局金融課

【認定の問合せ】電話:045-662-8931 FAX:045-651-3518

Email:ke-kinyu@city.yokohama.jp

8:45~12:00、13:00~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

所在地:横浜情報文化センター(横浜市中区日本大通り11番地)